

○山口県警察の警察安全相談に関する訓令

平成12年5月31日

本部訓令第19号

山口県警察の困りごと相談の取扱いに関する訓令を次のとおり定める。

(趣旨)

第1条 この訓令は、山口県警察に寄せられる犯罪等による被害を未然に防止するための相談及び生活の安全と平穏を確保するための相談（以下「警察安全相談」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(基本的心構え)

第2条 警察職員は、警察安全相談に係る業務（以下「相談業務」という。）に従事するときは、相談者及び関係者（以下「相談者等」という。）の心情に配慮し、厳正公平かつ親切丁寧にその職務を行わなければならない。

(警察安全相談員)

第3条 山口県警察に、警察安全相談に応ずるため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下この条において「警察安全相談員」という。）を置くことができる。

2 警察安全相談員は、警察の活動に対する知識及び経験を有する者のうちから、警察本部長が任命する。

3 警察安全相談員の運用について必要な事項は、別に定める。

(警察安全相談等の取扱い)

第4条 警察職員は、警察安全相談を受けたときは、その内容に応じ、相談者等に対する指導、関係警察職員への引継ぎ等を行うものとする。

2 警察職員は、警察安全相談以外の相談を受けたときは、親切丁寧に応接し、関係機関の教示等を行うものとする。

(所属長の責務)

第5条 所属長は、警察安全相談の受理状況を確実に把握し、常に的確な対応が図られるよう指揮監督を行わなければならない。

2 所属長は、警察安全相談の内容が特異なもの、社会的反響の大きいものその他総合的な対応を要すると認められるものについては、警務部警察県民課長を経由し、警察本部長に報告しなければならない。

(関係機関等との連携)

第6条 所属長は、相談者等の要望にこたえていくため、平素から関係機関、団体等との連携の確保に努めるものとする。

(指導教養)

第7条 所属長は、所属職員に対し、相談者等への対応要領、相談業務を行う上で必要となる知識等の指導教養を行うものとする。

(相談業務に係る企画立案)

第8条 警務部警察県民課長は、生活安全部生活安全企画課長と連携し、相談業務を推進するための企画立案を行うものとする。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、警察安全相談について必要な事項は、別に要領で定める。

2 相談業務に従事する警察職員（第3条に規定する警察安全相談員を除く。）の選任等について必要な事項は、別に定める。